

初鹿通信

第 146 号

平成 31 年 2 月 吉日

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所

〒400-0043

山梨県甲府市国母 8 丁目 4 番 40 号

T E L 055-220-6885

F A X 055-220-6887

U R L <http://www.hatsushika-kaikei.com/>

以下の場合、確定申告が必要なことがあります

① ネットオークションやフリマアプリ等のネットビジネスの収入

衣服・雑貨・家電などの資産の売却、自家用車等の資産の貸付、ベビーシッターや家庭教師などの人的役務の提供等が該当します。但し、生活に使用する衣服や家電の売却は申告の必要がない場合もあります。

② 生命保険の満期金や一時金を受け取った場合

保険会社から送付される資料をご確認ください。

③ ビットコイン等の仮想通貨の売却を行った場合

取り扱いについては初鹿会計情報発信前号第 145 号等をご参照ください。

④ 観光客に自宅の空き部屋を有料で貸した場合（民泊）

一般的な不動産所得ではなく、雑所得で申告する必要がある場合がございます。

⑤ ふるさと納税を 6 ヶ所以上の市町村へした場合

ワンストップ特例が受けられるのは 5 ヶ所までです。

◎上記以外にも申告が必要となる場合がございます。ご不明な点等は、当事務所までご連絡ください。

◎2020年分より電子申告を行っていない個人事業者の方の青色申告特別控除額が6.5万円から5.5万円に引き下げられます。当事務所では以前より法人・個人とも全ての申告を電子申告で行っています。ご心配なことがございましたら、いつでもご相談ください。